

昨年、11月～12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択されました。このパリ協定は、先進国も途上国も含めて、すべての国が参加するしくみが合意されており、世界的な温暖化対策を進めるうえで、大きな進展であったと言えます。

また、この合意に向けて、各国は事前に削減目標を国連気候変動枠組条約事務局に提出しており、我が国は、2030年度に2013年度比26.0%削減を表明しています。

パリ協定では、世界的な平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新するとともに、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けることなどが規定されました。

本年5月に我が国では、削減目標の達成、パリ協定への着実な対応に向け、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

計画では、「経済の発展や質の高い国民生活の実現、地域の活性化を図りながら温室効果ガスの排出削減等を推進すべく、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革などの地球温暖化対策を大胆に実施する。」としています。

環境行政の究極の目標である持続可能な社会を実現するためには、地球温暖化対策を推進することで実現する低炭素社会のほか、循環型社会及び自然共生社会を目指す必要があり、私たちのライフスタイルや事業活動の転換が強く求められています。

本市においては、市域のエネルギー消費量や温室効果ガス排出量が増加しています。これらの内訳を見ると、家庭部門と業務部門の合計が5割を超えている状況です。今後、家庭や事業活動において、さらに節エネルギー、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入の取組みを進めていくことが必要です。

昨年度、これらの取組みを進めるため、策定後5年を経過した「地球温暖化対策新実行計画 すいたんのCO2（こつこつ）大作戦」の改訂版を策定しました。本計画に基づき、地球温暖化防止に向けた取組みを着実に進めていくとともに、引き続き「第2次環境基本計画 改訂版」を着実に推進する必要があります。